

令和4年度

第2回 外国人技能実習機構評議員会 次第

1 日 時 令和5年2月6日（月） 10時00分～11時30分

2 場 所 Web 会議システムによる開催

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 理事長挨拶

(3) 議 事

① 令和4年度事業実績（上半期）について

② その他

4 閉 会

[配布資料]

資料1 外国人技能実習機構評議員名簿

資料2 令和4年度事業実績（上半期）について

資料3 外国人技能実習機構データベースシステムの見直しについて

資料4 外国人技能実習機構評議員会運営規程（平成30年2月6日規程第54号）

資料5 外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

資料6 令和4年度 第1回 外国人技能実習機構評議員会議事要旨

以下の資料については、掲載をしておりません。

① 資料2「令和4年度事業実績（上半期）について」

年度途中であり未だ精査中の資料のため。当機構の事業実績については、精査後に「令和3年度 外国人技能実習機構 業務統計」として、当機構のホームページに掲載を予定しています。

② 資料3「外国人技能実習機構データベースシステムの見直しについて」

情報セキュリティ対策など機密情報に関わるものであるため。

外国人技能実習機構評議員名簿

令和 5 年 2 月 6 日現在

【学識経験者】

上林 千恵子 法政大学名誉教授

○多賀谷 一照 千葉大学名誉教授

野村 修也 中央大学法科大学院教授・弁護士

【労働者代表】

川野 英樹 J A M 副書記長

奈良 統一 全国建設労働組合総連合 書記次長

村上 陽子 日本労働組合総連合会 副事務局長

【使用者代表】

大下 英和 日本商工会議所 産業政策第二部長

佐久間 一浩 全国中小企業団体中央会 事務局次長

堀内 保潔 一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長

(五十音順)

※○は議長

外国人技能実習機構評議員会運営規程

規程第 5 4 号
平成 3 0 年 2 月 6 日

(設置)

第 1 条 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に、機構の業務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 2 8 年法律第 8 9 号）第 8 7 条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)) の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(組織)

第 2 条 評議員会は、評議員 1 5 人以内をもって組織する。

(評議員の任命)

第 3 条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(構成)

第 4 条 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

(任期)

第 5 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(議長)

第 6 条 評議員会に議長を置き、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから、評議員の互選により選任する。

2 議長は、評議員会の会務を総理する。

3 議長に事故のあるときは、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから議長があらかじめ指名する評議員が、その職務を代理する。

(招集)

第7条 評議員会の会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、会議を招集するときは、あらかじめ付議事項、日時及び場所を評議員に通知するものとする。

(議事)

第8条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、評議員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 評議員は、議長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、前2項の適用については欠席したものとして取り扱う。

(資料の提出等の要求)

第9条 評議員会は、審議のため必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 評議員又は評議員の職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(情報公開)

第11条 評議員会の資料及び議事要旨については、公開する。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 評議員会に関する事務は、総務部企画・広報課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月6日から施行する。

外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）

（評議員会関係部分抜粋）

第三章 外国人技能実習機構

第四節 評議員会

（設置）

第八十二条 機構に、第八十七条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、第八十七条の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第八十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

（評議員）

第八十四条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

- 2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
- 3 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第八十五条 理事長は、評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

（評議員の秘密保持義務等）

第八十六条 第八十条及び第八十一条の規定は、評議員について準用する。

（業務の範囲）

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 技能実習に関し行う次に掲げる業務

- イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。
- ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。
- ハ 第十八条第一項（第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、

第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

ニ 第二十四条第一項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事実関係の調査を行うこと。

ホ 第二十四条第三項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

ヘ 第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務

三 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務

四 その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

五 前各号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。)に係る手数料を徴収する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(役員解任)

第七十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第八十一条 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
(評議員会関係部分抜粋)

第三章 外国人技能実習機構

第一節 役員等

(理事の任命及び解任の認可申請)

第五十七条 機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
 - イ 法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

第二節 評議員会

(評議員の任命及び解任の認可申請)

第五十九条 機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする評議員が第五十七条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

○外国人技能実習機構定款（抄）

第5章 評議員会

（設置）

第25条 機構に、機構の業務（法第87条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第26条 評議員会は、評議員15人以内をもって組織する。

- 2 評議員会に議長を置き、評議員のうちから、評議員の互選によってこれを定める。
- 3 議長は、評議員会の会務を総理する。
- 4 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておくものとする。

（評議員）

第27条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関し、専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて任命する。

- 2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
- 3 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第28条 理事長は、評議員が第15条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

【参考】

（役員解任）

第15条 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任するものとする。

- 2 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第12条の規定の例により、その役員を解任することができる。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (3) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
 - (4) 職務上の義務違反があるとき。

令和4年度 第1回 外国人技能実習機構評議員会

- 1 日時 令和4年6月20日（月）14時00分～15時40分
- 2 場所 東京都立産業貿易センター 浜松町館 第2会議室
- 3 出席者 多賀谷評議員（議長）、上林評議員、川野評議員、奈良評議員、村上評議員、大下評議員、佐久間評議員、堀内評議員

4 議事

- (1) 令和3年度の事業実績
- (2) 令和4年度の事業計画
- (3) 業務の概況等
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 令和3年度の事業実績及び令和4年度の事業計画等について、事務局から説明が行われた。
- (2) 評議員からの以下のような意見や質問に対して、事務局から説明が行われた。
 - ・機構は問題が起きたところを適正にしていけることが役割としてあるが、未然防止、予防措置が重要であり、省庁全体で連携することが必要ではないか。
 - ・技能実習制度は、人材育成による国際貢献という立付けと実態がずれていると言われている。こうした点も踏まえ、制度の見直しを進めていただきたい。
 - ・サプライチェーン上の関係先による監理が進めば、今後、監理団体の考え方を見直さなければならなくなることも考えられる。
 - ・相談業務において、労働組合のように技能実習生から相談を受けている団体等と連携して、そこで整理された相談内容を参考にするなど、技能実習生の負担軽減を図るとともに、迅速な救済、解決に向けた取組を検討してもらいたい。
 - ・技能実習生からの相談を受ける体制の整備について、もし、検討されているなら伺いたい。
 - ・機構に母国語で相談できる常勤職員を配置してもらいたい。
 - ・技能実習生の失踪に対しても、フォローをお願いしたい。
 - ・技能実習の継続が困難となった技能実習生への支援等におけるフォローアップについて伺いたい。
 - ・母国語相談の内訳として、技能実習生と元技能実習生の割合を伺いたい。また、特定技能労働者からの相談もあるのか伺いたい。
 - ・機構ホームページに掲載されている実習先変更支援の利用状況を伺いたい。
 - ・技能実習生から転籍希望の相談があった場合の転籍できた割合を伺いたい。

- ・技能実習生のニーズに合った実習実施者がマッチングされるように、監理団体を指導してもらいたい。
- ・改善勧告の増加の主な要因は、実地検査の増加なのか伺いたい。
- ・技能実習生が働いている建設現場にも実地検査を行ってもらいたい。
- ・規則等が変わったときなどには、監理団体に対し、その内容を丁寧に説明してもらいたい。
- ・改善勧告等を行った後のフォローアップ（是正状況の確認等）を、定期的を実施するとともに違反事例の内容を分析して、抜本的な解決に資する取組を引き続きお願いしたい。
- ・技能実習に関する二国間取り決めの今後の見通しを伺いたい。
- ・不適切な送出機関の取締りを強化してもらいたい。
- ・ベトナムの4つの送出機関からの受入れ停止措置によって、失踪者の発生が減少しているのか伺いたい。
- ・機構での審査において、建設キャリアアップシステムの登録状況をどのように確認しているのか伺いたい。
- ・フォローアップ調査の回答結果について積極的に広報するとともに、回答率を上げるための施策を検討してもらいたい。
- ・帰国後技能実習生に対する支援実態等調査について、団体監理型と企業単独型に分けて公表してもらいたい。
- ・運用要領に改定があったときには、改定内容を必ずホームページに掲載してもらいたい。
- ・監理団体からの技能実習生の引き抜きの実態について、把握しているなら伺いたい。
- ・実地検査や客観的な資料の入手により、技能実習生が死亡や失踪した原因を把握しているなら伺いたい。
- ・評議員会以外のときも、様々な情報や資料などを評議員に提供してもらいたい。
- ・各種申請等に必要な書類や手続を簡素化してもらいたい。
- ・技能実習生手帳アプリの利用状況を伺いたい。
- ・入国待ちの技能実習生の人数を伺いたい。
- ・現場の実態把握に向けた監理団体とのコミュニケーションをどのようにして図っているのか伺いたい。